

## 1 天草市建築物耐震改修促進計画について

### 1 天草市建築物耐震改修促進計画とは

耐震改修促進法<sup>※1</sup>第6条の規定に基づく市計画として策定。

既存建築物の耐震性能を高め、大規模地震から市民の安全安心を確保するため、国の基本方針<sup>※2</sup>や熊本県耐震改修促進計画等を踏まえ、住宅や建築物の耐震化の目標や施策を定めるもの。

平成21年度に策定し、都度改正を重ねながら、市内の建築物の耐震化を推進してきた。現行計画の計画期間は平成29年度から令和7年度までの10年間としている。

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律

※2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

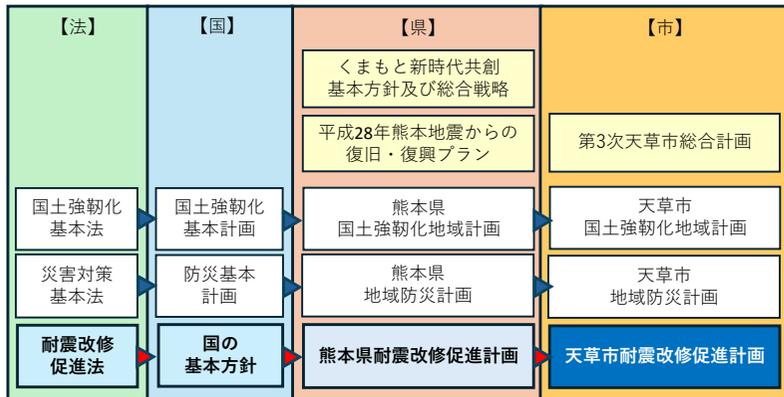
### 2 次期計画策定の必要性

平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震など大規模地震が相次いで発生している。複数の断層が存在する県内において、特に日奈久断層帯は、国内の主要な活断層の中でも地震発生確率が高いSランクに分類されており、大規模地震発生の切迫性と住宅や建築物の耐震化の重要性が一層高まっている。

国は、令和7年7月に、建築物の耐震化の現状を踏まえた新たな目標や、耐震化を促進するための新たな取組みなどを示しており、市も、市内の耐震化の現状を踏まえ、今後想定される大規模地震に備え、建築物の耐震化をより一層促進していくため、次期計画を策定する。

### 3 計画の位置づけ

「熊本県耐震改修促進計画」、「第3次天草市総合計画」、「天草市国土強靱化地域計画」、「天草市地域防災計画」と整合を図った計画とする。



市促進計画と関係法令及び関連計画

### 4 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

(第3次天草市総合計画の計画期間が令和11年度までとなっていることから、次回の総合計画の見直し時期に計画の見直しを検討)

## 2 耐震化の現状と課題

住宅	耐震性が不足するものを「令和7年度末までに概ね解消する」ことを目標とし、耐震化に取り組んできた結果、住宅の耐震化率は62%であり、概ね解消までには至っていないため、引き続き耐震化を進める必要がある。 なお、住宅の耐震化について、市内では高齢化率が比較的高い傾向にある。そのため、旧耐震基準 <sup>※3</sup> のもの、特に高齢者世帯を優先的に取り組む必要がある。 また、平成12年までに建築された新耐震基準の木造住宅についても、過去の大規模地震において一部に被害が見られたことから、その耐震化の必要性について普及啓発を図る必要がある。
特定建築物 <sup>※4</sup>	耐震性が不足するものを「令和7年度末までに概ね解消する」ことを目標とし、耐震化に取り組んできた結果、「要緊急安全確認大規模建築物 <sup>※5</sup> 」及び「市有の特定建築物」の耐震化率は、それぞれ100%であり、耐震性が不十分なものは全て解消されている。また、「要安全確認計画記載建築物 <sup>※6</sup> 」については、市内に対象となる建築物は無し。 特定既存耐震不適格建築物 <sup>※7</sup> については、引き続き耐震化の必要性について普及啓発を図るとともに、耐震化を進める必要がある。

※3 昭和56年5月31日以前の基準。過去の大規模地震で多くの被害を受けた。

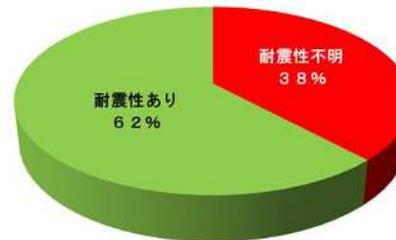
※4 多数の者が利用する一定規模以上の建築物。

※5 旧耐震基準で建てられた建築物のうち、多数の者が利用する大規模な建築物（百貨店、ホテル、博物館等）。耐震診断義務付け対象建築物。

※6 県耐震改修促進計画で指定する災害時に公益上必要な建築物で、旧耐震基準で建てられたもの。耐震診断義務付け対象建築物。

※7 ①多数の者が利用する一定規模以上の建築物、②大量の火薬類や石油類等の危険物を貯蔵する施設、③緊急輸送道路（※8）沿道建築物、旧耐震基準で建てられた耐震性が不明のもの。

※8 地震などの災害後において、円滑な避難及び救護活動等の機能を確保するため必要と認められた防災上重要な道路。（天草市内においては、国道266号、国道324号、国道389号、県道24号、県道26号、県道34号、県道47号等）



市内の住宅の耐震化率（令和7年度）



市有の特定建築物の耐震化率（令和7年度）

## 3 目標設定について

	住宅	特定建築物
現行計画 (H29~R7年度)	令和7年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消	令和7年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消
次期計画 (R8~R17年度)	令和17年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消	早期に耐震性が不十分なものを概ね解消 ※要緊急安全確認大規模建築物、市有の特定建築物及び要安全確認計画記載建築物は除く

## 4 策定スケジュール

令和8年 2月下旬 パブリックコメント  
3月下旬 策定、公表

## 基本方針

### 基本方針 1

大規模地震災害から市民の生命財産を守るための住宅の耐震化の促進

「地震はいつ、どこで発生してもおかしくない。」という前提に立ち、今後想定される大規模地震に備えて、補助制度の強化等により住宅の耐震化を促進します。また、平成12年までに建てられた新耐震基準の木造住宅についても耐震化を図り、耐震シェルター等の普及啓発にも取り組みます。

### 基本方針 2

建築物の耐震改修に向けた優先的な施策の推進

震災後の避難や救援活動を円滑にするため、特定既存耐震不適格建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化にも取り組みます。

### 基本方針 3

非構造部材等の安全対策の促進

大規模地震発生時には、天井脱落や外壁落下、エレベーター閉じ込め等の非構造部材及び建築設備に起因する被害が多発していることから、非構造部材等の安全対策に取り組みます。さらに、ブロック塀等の安全対策にも取り組みます。

### 基本方針 4

防災意識の向上、相談体制の整備及び人材の育成

県及び関係団体等と連携し、地震に関する知識の普及啓発を図り、住宅・建築物の所有者の防災意識を高めます。さらに、相談体制の整備を図るとともに、耐震診断及び耐震改修等を担う専門的技術者を確保するため、人材育成に係る取組みを強化します。

## 施策

### 施策 1 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震化の促進

- 住宅の耐震診断及び耐震改修への公的支援等の強化
- 低コストで汎用性が高い耐震改修方法、段階的耐震改修、耐震シェルター等の普及啓発
- 市広報紙、市ホームページ、ラジオ等による積極的な普及啓発
- 県や関係団体との連携による耐震化促進のための環境整備



(写真：NPO法人耐震化アドバイザー協議会)

(写真：東京都都市整備局)

### 施策 2 昭和56年～平成12年に建築された木造住宅の耐震化の促進

- 耐震診断及び耐震改修に係る支援内容の拡充
- 所有者による「新耐震木造住宅検証法」の周知

### 施策 3 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の推進

- 県と連携した建築物所有者への働きかけによる耐震化の推進

### 施策 4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断への支援の継続



(写真：東京都都市整備局)



(写真：東京都都市整備局)

### 施策 5 非構造部材等の安全対策の促進

- 定期調査報告制度等の活用による天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策の促進
- 定期検査報告制度等の活用による建築設備（EV、エスカレーター、その他の建築設備等）の安全対策の促進
- 国の支援制度等の活用によるブロック塀の安全対策
- 文化財建造物の安全対策の促進



(写真：国土交通省)

### 施策 6 耐震改修を促進するための環境整備

- 県や関係団体と連携した相談体制の充実及び情報提供体制の充実
- 県との連携による国の支援制度を活用による建築物所有者の支援

### 施策 7 身近に出来る耐震対策等の普及促進

- 省エネ・バリアフリー・リフォーム等に併せた耐震改修の普及
- 自主防災組織や自治会組織等との連携による普及啓発
- 住宅の耐震性低下の防止に関する知識の普及啓発
- 家具転倒防止策等の推進
- 保険制度の普及啓発

### 施策 8 耐震化を担う専門的な技術者の育成

- 県との連携による技術者向け講習会の内容の充実及び参加機会の拡大

### 施策 9 所管行政庁※としての耐震診断・耐震改修の指導等 ※建築基準法に基づく建築主事を置く市町村（県内は、熊本市、八代市、天草市）及び県

- 特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対する耐震診断等の指導等
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 県との連携

### 施策 10 県及び関係団体との連携

- 県及び関係団体と連携した耐震化の促進
- 被災建築物応急危険度判定の体制整備



地震保険パンフレット

(資料：一般社団法人 日本損害保険協会)



(被災建築物応急危険度判定ステッカー)